

右三條御遺念有間敷候事、

天明五巳年二月七日

治憲

治廣殿
机前

〔配所殘筆〕是者令懷中候迄に候、若死罪にて候ばと存候得ども、別條無之候故、出不申候、此文言立ながら認候而、點を付、令懷中、其以後今日取出候而見申候、急成事故、不宜書様にも存候、乍恐日本大小神祇一字も、後に改候事は無之候、寔我等辭世之一句にて候、略○中

今年配所に十年有之、唯今は可入天道之とがめを存候て、病中の外、雖一日朝寢を不仕、不作法成體を不致候、此段朝夕之儀、下々まで存候事候、就中磯谷平助能存候、自以前如斯心がけ候ゆへ、益も無之候得ども、我等述作の書物は、千卷計有之候、略○中 乍次而 我等存寄候學之筋少々記置候、我

等事、以前より異朝の書物をこのみ、日夜勤候て、近年新渡之書物は、不存候、十箇年以前まで異朝より渡り候書物大方不殘令一覽候、依之不覺異朝の事を諸事よろしく存、本朝は小國故、異朝には何事も不及、聖人も異朝にこそ出來候得ばと存候、此段は我等計に不限、古今の學者皆左様に心得候て、異朝をしたひ學び候、近頃初而此存知入甚誤なりと知候、信耳而不信、自棄近而取遠候事、不及是非誠に學者の通病に候、略○中

今年は配所江參、十年に成候、凡物必十年に變ずる物也、然者今年我等於配所、朽果候時節到來と、今に覺悟候、我等始終之事は、所々に書付有之候得共、御念比之御方々も、次第に殘少に成行候間、我等以前よりの成立勤并學問之心得、能被留耳底に、我等所存立候様に、被相勤候事、所希候、最初に書候通、我等天道之冥加相叶候て、如此候得共、第一は乍愚蒙日夜相勤候故と、被存候、然者各自分の才學にも可罷成と存、其時御咄したとへ物語迄不殘記置候、若輩成者は、如此事迄能覺候事尤候、有他見事にて無之候間、文章之前後任筆、以能々被遂得心、萬助○山鹿三合成長候ば、利祿能